社会福祉法人島本町社会福祉協議会福祉車両及び福祉機器貸出要綱

（目的）

第１条　この要綱は、社会福祉法人島本町社会福祉協議会（以下「協議会」という。）の所管に係る車両の適正な管理及び運行を定めるとともに、島本町における社会福祉事業等の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化を図るため、協議会が所有する福祉車両（以下「車両」という。）及び福祉機器（以下「機器」という。）の貸出を行うことにより、地域福祉の増進を図ることを目的とする。

第１章　車両貸出

（車両貸出対象者）

第２条　車両の貸出対象者は、町内に居住し、一般車両の交通手段では外出困難な者、身体障害者、要介護高齢者とする。

２　車両は、目的外使用及び第三者へ貸出することはできない。

３　第１項に定めた者のほか、定款第１条に規定する目的の範囲内で特に社会福祉法人島本町社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が必要と認めた者に貸出することがてきる。

（車両貸出）

第３条　貸出する車両は、協議会所有の車両（車イス移動車）車番２６－８１及び車番８６－３０の２台とする。

（車両の使用制限）

第４条　協議会は、車両が緊急に定款第２条に規定する事業に必要となった場合又は、車両の運行計画に支障が生じると判断した場合は、車両の貸出を制限又は取消しすることができる。

（車両貸出期間等）

第５条　貸出期間は、１月に２日以内（宿泊不可）とする。ただし、貸出日は月曜日から金曜日までの午前９時から午後５時までとし、協議会が車両の管理のできない土、日曜日、祝日及び１２月２９日から１月３日までの間は貸出しない。

２　第３条に規定する車両の走行できる距離は、島本町から往復２００㎞以内とする。た

だし、会長が特に必要と認めたときはこの限りでない。

（車両貸出の申請）

第６条　車両の貸出を希望する者（以下「申請者」という。）は、福祉車両貸出申請書（様式１）に必要事項を記入し、申請者は貸出日の１週間前までに会長に提出するものとする。

（車両運転者）

第７条　車両の運転者は、運転免許証（中型車）以上を有する者で、原則として家族（親族を含む。）で３年以上の運転経験を有する者とする。ただし、運転者の年齢が２２歳未満の場合は、貸出を許可しない。

（車両貸出の決定及び貸出）

第８条　会長は、申請書を受理後、速やかに貸出についての可否を決定し、貸出を決定した場合は、申請書の写しを申請者へ交付通知するものとする。

２　前項の貸出の決定を受けた申請者は、会長に誓約書（様式２）を提出し、車両の貸出を受けるものとする。

（車両貸出の取消）

第９条　会長は、貸出を決定した後において、次の各号に該当するときは、貸出の決定を取り消すことができる。

（１）　車両の運行計画等に支障が生じると判断したとき。

（２）　車両の故障等により貸出できないとき。この場合、代替は一切用意しないものとする。

２　会長は、貸出を決定した後において、次の各号に該当するときは、貸出の決定を取り消すと共に返却させることができる。また、その後の貸出は、許可しないものとする。

（１）　虚偽の申請をしたとき。

（２）　第１４条における遵守事項の違反があったとき。

（車両の返却）

第１０条　車両の貸出を受けた申請者は、貸出期間内に車両の内外を清掃し、使用燃料を満杯にして、協議会の車両の検査後に返却しなければならない。

（車両運行の記録）

第１１条　車両の申請者及び運転者は、備え付けの運転日誌に必要事項を記入し、会長へ提出し、その確認を受けなければならない。

（車両の経費の負担）

第１２条　車両の貸出は無料とする。ただし、ガソリン代、通行料、駐車料等使用中に生ずる費用については全て申請者の負担とする。

（譲渡等の禁止）

第１３条　貸出を受けた福祉車両を他人に譲渡し、転貸し、交換又は担保の用に供したりしてはならない。

（事故等の責任）

第１４条　申請者は、車両の使用中に事故が発生した場合は、速やかに最寄りの警察へ届け出すると共に必要な対応をしなければならない。また、第三者との紛争及び損害については、申請者又は誓約書に記載された者で一切の責任を持ち、これを速やかに処理しなければならない。ただし、会長が認めた時は、協議会が加入している自動車損害賠償保険を使用することができる。

２　申請者は、協議会が加入している保険が適用されない一切の責任を負う。

（遵守事項）

第１５条　申請者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）　道路交通法を遵守し、その他迷惑行為をしてはならない。

（２）　貸出を受けた車両は申請書に基づき使用するものとし、目的以外に使用してはならない。

（３）　使用においては必ず始業点検を行い常に安全運転に心がけること。

（応急処置）

第１６条　運転者は、事故または車両の異常を知った時は、速やかに協議会に連絡し、指示を受けなければならない。

（貸出日と返却日）

第１７条　車両の貸出の申請、受け渡し及び返却する日は、土、日曜日、祝日及び１２月２９日から１月３日までの間を除く午前９時から午後５時までの日とする。

第２章　機器の貸出

（機器貸出対象者）

第１８条　機器貸出の対象者は、日常生活を営むのに支障がある者、ケガ、身体障害、高

齢者等で歩行が困難な者及びその援護者であって、機器の貸出サービス以外に他制度の適用を受けられない者とする。

２　前項以外、特に会長が必要と認めた者。

（機器貸出及び期間）

第１９条　次の機器を貸出するものとする。

（１）　自操式及び介助式車椅子　（１ヶ月以内）

（２）　車椅子用移動式階段昇降機（スカラモービル）（１日以内）

２　貸出期間については、その都度会長が決定する。

（機器貸出の申請）

第２０条　機器の貸出を申請する者は、福祉機器貸出申請書（様式３）に必要事項を記入のうえ、会長に申請するものとする。

（機器の貸出・返却及び再貸出）

第２１条　機器の貸出・返却及び貸出中の破損などによる修理・清掃については、貸出を受けた申請者の責任において行うものとする。引き続き、貸出を受けようとする者は、前条の手続きを再度行うものとする。

（機器の使用説明）

第２２条　機器の貸出を受けた申請者は、職員から機器の使用説明を受け、当該機器にかかる取扱説明書、パンフレット等を熟読し理解するとともに、この機器使用を遵守するものとする。

（機器貸出経費の負担）

第２３条　自操式及び介助式車椅子の貸出は原則無料とする。ただし、貸出期間が貸出日から１月を超えた場合は、２月目の初日から１月につき１，０００円を申請者は協議会へ支払う。なお、使用中に生ずる他の費用については申請者の負担とする。

２　車椅子用移動式階段昇降機（スカラモービル）の貸出は、１日１，０００円を徴収する。

（弁償）

第２４条　機器の貸出を受けた申請者は、貸出機器の全部または一部を破損したときは、金銭をもって必要な金額を弁償しなければならない。

（譲渡等の禁止）

第２５条　貸出を受けた福祉機器を他人に譲渡し、転貸し、交換又は担保の用に供したり

してはならない。

（事故等の責任）

第２６条　機器使用中に生じた事故及び第三者との紛争及び損害については、申請者が一切の責任を持ちこれを速やかに処理しなければならない。

２　協議会が加入している保険が適用されない一切の責任を負う。

（機器貸出日と返却日）

第２７条　機器貸出の申請、受け渡し及び返却する日は、土、日曜日、祝日及び１２月２９日から１月３日までの間を除く午前９時から午後５時までの日とする。

第３章　雑則

（委任）

第２６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附　則

この要綱は、平成２２年１０月１２日から施行する。

様式第１号、様式第２号　略